

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

42号

発行 2014年6月6日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL:http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/

雨にもめげず 頑張りを続けて6年

飛行差し止め実現を！第四次厚木爆音訴訟判決集会 平和で静かな空を返せ



横浜地裁判決の成果を控訴審で実らせよう 団長 藤田 栄治

原告の皆さん、私達が闘ってきた厚木爆音訴訟の横浜地裁判決が去る5月21日に言い渡されました。判決要旨は、「厚木基地周辺住民に対する爆音被害は、住民に生活上受忍すべき限度を超える被害を生じさせるものとして、違法な権利侵害なしに利益侵害である」として損害賠償の増額を認め、国が執拗に主張していた音の評価変更などはこのことと退けられませんでした。この点は率直に評価したいと思っています。また、飛行差し止め請求については、自衛隊機についてはのみではありませんが、夜間・早朝（午後10時～午前6時）の飛行差し止めを命じる、これまでもより一歩前進した画期的な判断が示されま

裁判は国も原告団も控訴 東京高裁の場へ

予期していたことですが、国はこの地裁判決を不服として控訴しました。

これをうけて私たち原告団は一、損害賠償請求については、原則として控訴しない。

二、飛行差し止めについては、米軍機の差し止めが放棄されたことは容認できない、よって原点に戻して控訴する態度を決めました。

控訴審で目指す目標

以上が経過の概要ですが、このことにより裁判は東京高裁の場で再度審理されることとなります。私達は控訴審で、損害賠償については、違法な権利侵害として、賠償額を増額した地裁判決の正当性を口頭弁論で堂々と訴え、一審判決を確定させるよう頑張りを抜くこと。

二、また飛行差し止めについては、原点に戻った主張を貫きながら、最低でも米軍機に対して、自衛隊機と同様の差し止めを認めさせる判決を勝ち取ることを目指し闘っていくことにいたします。

原告の皆さん、裁判はまだ続きますが、一審判決の成果をもう一歩前進させるため、控訴審の勝利まで、一糸乱れず頑張っていきたいと思います。

2014年5月21日

横浜地裁判決を受けて《声明》

第四次厚木爆音訴訟団

本日、横浜地方裁判所第1民事部に判決が言い渡された。その内容は、行政訴訟による自衛隊機の飛行差し止めを認めるという、これまでの基地騒音訴訟にない、画期的な判決であるとともに、厚木基地周辺住民に対する爆音被害は違法であるとして損害賠償を認めた。ただし、米軍機についての飛行差し止めは、残念ながら認められるに至らなかった。我々は長年わたって続く基地被害の抜本的解決のためには、単なる過去の被害に対する救済に過ぎない損害賠償だけでなく、航空機の飛行差し止めを認めるしかないとして本訴訟において強くこれを求めてきただけに、自衛隊機についてのみではあるものの、飛行差し止めを認めた本判決については、裁判所の英断として評価するものである。2014年5月21日本判決の評価・問題点を踏まえ、国に以下のとおり要請する。

- 1、本判決の問題点は、米軍機の飛行差し止めを認めなかったことに尽きる。裁判所は行政訴訟・民事訴訟いずれにおいても、米軍機の運航については、地位協定の解釈に基づき、日本が米軍の活動を制限する根拠がないとの判断により、差し止めを棄けた。
2、なお、行政訴訟における米軍機の差し止めについては、米軍機に対する行政処分は存在しない、との判断を行っており、極めて遺憾である。
3、原告らは、本訴訟において、航空機騒音による高血圧症、狭心症等の心臓血管系疾患、認知障害、高度の睡眠妨害等の身体的症状の発症、また高度の不快感に苦しめられているとして健康被害を訴えてきた。特にWHOを中心とする最新の知見を利用して、騒音による健康影響とガイドラインによる被害の評価、健康損失の量を専門家の意見書と証人尋問により明らかにしてきたところである。
本判決では、航空機騒音による睡眠妨害については、「健康被害に直接接

- びつきうるものであり、相当深刻な被害といえる」とし、夜間の自衛隊機の差し止めの必要性を認めるに至ったものであり、この点は極めて高く評価できる。本判決は、明確に健康被害が発生しているとの原告の主張は認めなかったものの、航空機騒音による健康被害への不安を精神的被害として捉えた。国は、睡眠妨害を含む健康被害の存在を自覚し、自衛隊機及び米軍機の夜間飛行を即時停止すべきである。
4、民事訴訟による差し止めについては、従前同様、自衛隊機については不合法却下とし、米軍機については、上記のとおり差し止めを棄却しているが、国は裁判所が指摘した軍用機による睡眠妨害を含む各種の被害の存在を踏まえ、米軍機の差し止めに対する努力をしなければならぬ。
5、損害賠償については、裁判所は、従前の損害賠償額を大きく前進させ、慰謝料額を増額させた。
原告らは騒音被害の深刻さ、爆音違法の司法判断を無視し続けるこれまでの国側の姿勢、他の権利侵害訴訟における賠償額の高額化などに基づいて従来判決の見直しを強く求めていただけに、今回の判決認容額は相当程度評価をすることができる。
なお、将来請求の容認については従前と変わりなく不合法却下とした。米軍機の差し止めが容認されなかっただけに、この将来請求が却下されたことは極めて残念である。
6、我々は、平成19年12月17日に第1次の提訴をし、翌年5月12日に第1回口頭弁論が開かれ、既に6年以上が経過した。本日、判決言い渡しを受け、自衛隊機だけではないものの、その飛行差し止めを認めたことは、画期的なものとしてこれを評価するが、民事訴訟および行政訴訟における米軍機の飛行差し止めが認められなかったことについて控訴審へ向けた新たな闘いを始めなければならない。米軍機も含めたすべての航空機の飛行差し止めなくして、厚木基地の爆音被害解消の道はないのである。
損害賠償請求については、我々が求めていた賠償額の全額容認には至らなかったが、一定の増額は認められた。今、被告国に求められているのは、騒音解消に向けての真摯な取り組みとともに損害賠償に関しては本判決を確定させ、判決内容に従った履行をすることである。
我々は、原告ら住民を含めた訴訟団の総意として、損害賠償に関して被告国が控訴しないことを強く求めるものである。

以上

一審判決について

弁護士 野村 和造



(自衛隊機差し止め)

横浜地方裁判所は、民事訴訟では第1次訴訟最高裁判決をそのまま当てはめて差し止め請求を認めなかったが、行政訴訟判決では、自衛隊機について、毎日午後10時から翌日午前6時まで、やむを得ないと認める場合を除き、運航させてはならないとした。

判決は、多数の住民が健康又は生活環境に関わる重要な利益の侵害を受けていることを認定したが、同時に、厚木基地の公共性を認めている。その中で、これまで自衛隊が「自主規制」をしているとしてきた時間帯について、厳格には守られていないとし、「やむを得ないと認める場合を除き」差し止める判決をしたのである。

これで被害が著しく軽減されることはない。また「やむを得ないと認める場合」が除外されているのではという指摘もあろう。

しかし、最高裁が1981年12月16日差し止めを認める大阪国際空港高裁判決を覆して以来、行政訴訟という形ではあるが、初めて航空機騒音の差し止めが認められたことには違いがない。当日、判決言渡に、集まった各地の空港訴訟関係者の人々からは口々に喜びの声が上がった。被害をなくしていくための大きな第一歩なのだと感じたのである。だからこそ、国は早々と控訴を決めたのだろう。

判決は、被害認定において、WHOの環境騒音のガイドラインやWHO欧州夜間騒音ガイドラインを引用し、「健康被害に結び付き得るものとしては睡眠妨害が深刻」とし、松井北大教授(当時京大准教授)による厚木基地周辺の夜間の飛行についてデータ分析を判決は信用するに値するとした。

訴訟遂行にあたっては、松井教授だけではなく、田村名誉教授や岡田政則教授など専門家にも多大な努力をお願いすることになったが、膨大な作業を引き受けていただけたのも、被害の深刻さと長年にわたる住民の人々の活動があるのだと思う。

(米軍機差し止め)

厚木飛行場は、日米地位協定2条4項(b)によるもので、「米軍の専用する施設・区域への出入のつど使用を認めるもの」にあたる。私たちは、政府見解を示して、日本はその都度使用をさせるか判断できると主張したが、判決は政府見解よりも日米の合意内容が問題だとし、日米の合意では日本が場合により拒否し得るなどとは予想されていなかった。日本は米軍になにも言えないというのである。治外法権というほかない。

(損害賠償)

損害額は、従来より大幅に増額され、95W地域では、請求満額の月2万円を認めた。普天間基地の判決の成果をつなげることができた。

地域類型による区別も認めなかった。お金が目的の訴訟ではないとはいえ、地域の人がみんな損害賠償の権利を行使したら、厚木基地は存続できなくなることになるだろう。

(これから)

厚木基地の爆音被害の深刻さと広がり、世界にも類がないはずである。米軍機は、アメリカでは許されないことを日本でやっているのではない。被害を訴え続けなければ、被害の軽減はありえない。控訴審では、さらに厚木基地のひどさ、理不尽さを明らかにしていくことになる。

第7回代議員総会報告

原告団事務局次長：山村 充夫



2014年3月21日に大和生生涯学習センターで、第四次訴訟団の第7回代議員総会が代議員98名と支部役員の参加で開かれ、新年度方針が決定されました。

昨年は9月2日に第四次訴訟の横浜地裁での結審があり、今年5月21日の地裁判決を控えた中での総会でした。総会は14時30分から始まり、総会議長に三澤金一郎さん(大和第2支部)を選出。三澤議長のスムーズな議事運営により全ての議案が了承、可決成立しました。

来賓には平和運動センターより宇野代表、県央共闘会議より中村事務局次長、弁護士より福田副団長、また、厚木爆音より大波委員長の出席を得、それぞれご挨拶をいただきました。その中で、宇野平和運動センター代表は、裁判所には何らかの形で飛行差し止めを認める原則的な考え方を示してもらいたいと述べ、中村県央共闘事務局次長は、全国の基地反対運動と連動して、飛行差し止めを勝ち取るまで共に闘う決意を述べられ、福田弁護士は厚木基地周辺には240万人もの住民が生活しており、この様な住宅密集地の上を飛行機が飛びまわるといことがいかに異常であるかという点を指摘し、飛行差し止めの必要性を述べられました。また、大波爆音委員長は基地撤去を求める世論を巻き込んだ運動の必要性を述べられました。

最後に、飛行差し止め判決の実現を強く求めるとともに、安倍内閣の暴走する軍事体制強化路線への懸念と、全国の訴訟団、市民団体の期待にこたえるためにも勝利判決を求める決意を強く打ち出した総会アピールを採択し、閉会となりました。

地裁判決報告支部集会日程

下記により地域原告集会を開催します。一審判決で示された損害賠償金の内容や飛行差し止め判決の問題点の理解を深め控訴審にむけて原告の意思統一を図る大切な集会です。是非参加するよう呼びかけます。

と き	支 部	開 催 時 間	会 場
6月14日(土)	大和第1	10時~	林間学習センター-201
	大和第2	10時~	百枝間自治会館
6月15日(日)	相模原	10時~	南良健福祉センター
	座間	14時~	東地区文化センター
	大和第3	10時~	生涯学習センター-303
6月21日(土)	綾瀬	10時~	綾瀬市立中央公民館
	大和第4	10時~	生涯学習センター-303
6月22日(日)	相模原	15時~	くぬぎ台地域活動施設
	座間	①10時~②13時~	ひばりヶ丘コミュニティセンター
	大和第2	10時~	緑香会自治会館
6月23日(土)	大和第5	14時~	桜ヶ丘学習センター-101
	海老名	14時~	松ヶ谷コミセン
	相模原	10時~	上野間公民館
	相模原	15時~	翠ヶ丘幼稚園2F
6月29日(日)	大和第1	10時~	林間学習センター-101
	相模原	15時~	若葉きずき自治会館
	大和第6	10時~	IKOZA渋谷学習センター-304手前
	町田	15時~	町田フォーラム
7月5日(土)	藤沢・茅ヶ崎	10時~	明治市民センター 工作室
7月6日(日)	綾瀬	10時~	綾瀬市立中央公民館
	大和第3	14時~	生涯学習センター-207
7月12日(土)	座間	10時~	黒原コミセン
	大和第4	14時~	生涯学習センター-101
7月13日(日)	大和第5	10時~	桜ヶ丘学習センター-103
	海老名	10時~	松ヶ谷コミセン
7月20日(日)	大和第6	14時~	IKOZA渋谷学習センター-305奥
	藤沢・茅ヶ崎	10時~	湘南台文化センター-B1第一談話室

原告団活動日誌

3月21日	第7回代議員総会(大和市勤労福祉会館)149名参加
3月28日	町田市米軍機墜落事故50年の集い 参加
4月8日	松大三役会議
4月9日	判決日決定連絡(弁護団)
4月14日	東京都交通局「厚木基地フィールドワーク」対応
4月16日	弁護士会議
4月18日	平和センター幹事会 参加
4月22日	県央共闘松大事務局会議 参加
4月23日	第18回役員会議
4月25日	NLP通告(硫黄島5/5~5/16)
4月26日	東大ゼミ「基地学習会」対応
4月30日	記者レクチャー(弁護団・原告団)
5月7日	NLP期間変更通告(5/8~5/19へ)
5月9日	平和運動センター 総会 参加
5月10日	厚木爆音第54回代議員総会
5月12日	弁護士会議/判決日デモ行進申請(加賀町警察)
5月14日	厚木爆音訴訟飛行差し止めを求める署名 横浜地裁追加提出(483筆)/NLP期間変更通告(5/8~5/20へ)/県央共闘幹事会 参加
5月16日	松大三役会議
5月19日	空母ジョージワシントン出港(試験航海)
5月20日	全国基地爆音訴訟原告団連絡会議 事務局会議
5月21日	横浜地裁 判決言い渡し/報告集会/南関東防衛局 要請行動/記者会見
5月23日	空母ジョージワシントン入港(試験航海)
5月24日	県央共闘 定期総会 参加/空母ジョージワシントン 出港
5月25~27日	空母艦載機による深夜飛行(25日深夜0時24分までに14回・26日深夜0時56分までに20回を測定)
5月26日	被告国 控訴(行政訴訟)
5月27日	第19回役員会議(判決内容分析・控訴判断)/記者会見
5月28日	弁護士打ち合わせ
5月29日	判決報告(神奈川県)訪問
5月30日	判決報告(大和市・綾瀬市)訪問
6月3日	原告 東京高等裁判所へ控訴(差し止め一行・民) /判決報告(町田市)訪問/被告国 控訴(民事訴訟)
6月4日	控訴期限/判決報告(海老名市)訪問/全国公害被害者総行動 各省交渉・決起集会 参加